

学校法人松商学園役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松商学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
- (2) 退任慰労金

2 評議員に対しては、報酬のみを支給するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、寄附行為第7条第1項第1号に定める理事の報酬等は、これを支給しない。

4 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した役員に支給する。

(役員の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬は、年額の上限を次のとおりとし、その範囲内で常務会においてそれぞれ定めた額を支給する。ただし、職員として給与の支給を受ける者に対する報酬は、非常勤の役員に準じるものとする。

- (1) 理事長及び代表業務執行理事 15,000,000 円
- (2) 常務理事 12,000,000 円
- (3) 理事 10,000,000 円

2 非常勤の役員に対する報酬は、年額の上限を次のとおりとし、その範囲内で理事長がそれぞれ定めた額を支給する。

- (1) 常務理事 1,200,000 円
- (2) 常務理事以外で各種委員長に選任された理事 720,000 円
- (3) 理事 600,000 円
- (4) 監事 720,000 円

3 役員の退任慰労金は、在職時に支給された報酬総額を在職月数で除した額に在職年数（1年未満の端数切り捨て。ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とする。）を乗じた額の範囲内で、理事会において決定する。ただし、職員として退職金の支給を受ける者に対する退任慰労金は、これを支給しない。

4 役員に対する報酬は、月ごとの報酬と年2回の賞与に分けて支給できるものとし、その内訳は理事長が決定する。

(評議員の報酬額の算定方法)

第4条の2 評議員に対する報酬は、年額の上限を60,000円とし、その範囲内で常務会においてそれぞれ定めた額を支給する。ただし、職員として給与の支給を受ける者に対する報酬は、これを支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が招集した評議員会に欠席した回数が3分の1を超えた場合、その評議員の報酬額は、前項の金額の3分の1とする。

3 書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わった場合、前項の適用においては、欠席として取り扱うものとする。

(役員の報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月16日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)

(2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、最初に開催された理事会の日から1か月以内

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 前項の規定にかかわらず、死亡により退任したときの退任慰労金は、法定相続人に支払う。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(評議員の報酬等の支給方法)

第5条の2 評議員に対する報酬等は、常務会において別に定める支給対象期間終了後の翌月末までに一括、現金にて本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 支給対象期間の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月割りによって算定し支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 この規程の名称を「学校法人松商学園役員報酬規程」から「学校法人松商学園役員及び評議員報酬規程」に改め、2025年4月1日から施行する。